

「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書」に対する知事意見

平成23年11月22日

【全般的事項】

1. 環境影響評価結果の対象事業への反映について（第2章関係）

1) 詳細設計の発注仕様書への反映

対象事業の詳細設計の発注において、本手続きを通して検討された環境配慮事項及び環境保全措置の内容を『仕様書』に明記すること。また、詳細設計の検討を複数業者からの提案の比較により行う場合は、より環境に対して配慮が行われている案を採用する旨を評価書に記載すること。

2) 廃棄物最終処分場の跡地利用計画への反映

廃棄物最終処分場の埋立て完了後の土地（以下「最終処分場跡地」という。）の利用計画については、現段階では未定であることから、今後、検討を行うにあたっては、次の点に留意すること。また、当該検討結果については、本手続き終了後であっても、その結果を取りまとめた報告書を作成し知事に提出する旨を評価書に記載すること。

- ① 本手続きにおいて実施することとした、環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないこと。
- ② 施設の安全性、強度等に影響を及ぼさない範囲内において、周辺地形及び植生等との連続性、動植物の生息、生育環境に考慮した良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。特に、曽根丘陵公園をはじめとする眺望点からの景観に悪影響を及ぼさないこと。
- ③ 最終処分場跡地の形状の検討は、フォトモンタージュや3次元コンピュータグラフィックスを用いて検討すること。
- ④ イノシシ、シカ等の大型動物による掘り起しや植物の食害等により当該施設が損傷を受けないよう措置を講ずること。
- ⑤ 検討に当たり専門家の指導・助言を受けた場合は、専門家の所属、氏名、専門分野及び指導内容を明らかにすること。

2. 環境配慮事項（廃棄物運搬車両の運行）について（第2章関係）

施設供用時の廃棄物運搬車両の運行に係る環境配慮事項として、「廃棄物運搬車両の集中の回避」（大気汚染（表 6-1-105（P6.137））、騒音（表 6-3-50（P6.218））振動（表 6-5-36（P6.268））を掲げているが、当該措置に関する具体的な内容が明らかにされていないことから、当該環境配慮事項の実施に係る手法・考え方について次の点に留意し検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

- ① 廃棄物運搬車両が集中する時間帯を考慮すること。
- ② 当該措置の実施にあたり、事業区域外において廃棄物運搬車両の一時待機場所等の設置を検討している場合は、その位置を記載すること。

3. 環境影響評価に係る予測条件の整理について（第6章関係）

対象事業による環境影響について予測式等を用いて把握する場合（大気汚染、悪臭、騒音、振動）、発生源から予測地点までの距離については予測結果の再現性を確保する上で必要であることから、各発生源から予測地点までの距離が明らかになるよう、予測条件等に係る資料を整理し評価書に記載すること。

4. 環境保全措置の検討について（第8章関係）

「8.3 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針」（P8.7）において、「事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、速やかに追加的な保全対策を講じる。」旨記載されているが、「追加的な保全対策」の実施要件となっている「環境影響の程度が著しい」場合については、具体的な内容を理解する事が困難である事から、「8.2 事後調査計画」の表 8-2-1（P8.1）及び表 8-2-2（P8.4）の各項目に「環境影響の程度が著しい」と判断する場合の要件又は考え方を評価書に追加記載すること。

5. 検討に用いた参考資料の取扱いについて

評価書の取りまとめに際し、これまでに引用した参考資料については、出典、引用等について遺漏がないことを確認すること。

6. 専門家等の助言の取扱いについて

調査、予測結果のとりまとめ及び環境保全措置の検討において、専門家等の助言を受けた場合については、専門家の所属及び氏名を評価書に記載すること。

【個別的事項】

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目

1. 1 大気汚染 (P6.1)

1) 逆転層の発生形態と大気汚染物質の拡散状況の把握

地上気象観測の結果（表 6-1-11 (P6.5)）、事業計画地の冬期における気温の逆転の発生率は約 63%であり、また、通年でも約 49%であることが確認された。合わせて、パスキル安定度階級分類表による大気の安定状況（表 6-1-18 (P6.12)）及び逆転層の発生形態（表 6-1-19 (P6.15)）についても調査が行われていることから、次のことを整理し評価書に記載すること。

- ① 大気汚染物質の拡散予測（短期予測）については、予め逆転層の種類別（下層逆転、全層逆転、上層逆転、発生なし）に整理し、ごみ処理施設の煙突排ガスの排出又は廃棄物運搬車両等の運行による影響が懸念される気象条件及びその際の大気汚染物質の拡散状況を把握すること。
- ② 全層逆転（接地逆転型）発生時については、崩壊時のフュミゲーション（いぶし現象）が懸念されることから、発生時期、発生しやすい気象条件を把握すること。

また、環境配慮事項（表 6-1-105 (P6.137)）に記載した「廃棄物収集運搬車両の集中の回避」の内容として、上記で把握した気象条件を基に、車両運行計画を策定する旨を評価書に記載すること。

2) 廃棄物運搬車両への低公害車両の導入

対象事業の実施による周辺環境への影響をより低減するため、事業者が直接管理する廃棄物収集運搬車両の更新の際の低公害車両の積極的な採用について検討し、その結果を評価書に記載すること。

1. 2 悪臭 (P6.143)

1) 廃棄物最終処分場における悪臭の発生状況の把握

廃棄物最終処分場の存在・供用に伴う悪臭については、表 5-3-3 (P5.23) 及び表 5-3-4(P5.24)において、「廃棄物の埋立てに伴う悪臭の発生が懸念される。」とし、標準的に調査を行う項目として抽出しているが、悪臭に係る予測結果中の「③埋立地から発生する悪臭 (P6.150)」においては、処分する廃棄物が焼却灰等の無機物であること及び即日覆土により悪臭の発生源とはならないとして、予測及び評価が行われていないが、当該結果に至る検討過程について十分な説明がされていないことから、あらためて既存資料、類似事例等の検証を行い、施設の存在・供用に係る悪臭の発生状況及びその程度を把握し、その結果を評価書に記載すること。

2) 事後調査に係る悪臭測定地点の設定

事後調査計画（存在・供用時）（表 8-2-2 (P8.4)）における当該項目の調査地点につ

いては、発生源における悪臭の程度を確認するため、悪臭の原因物質が場外に流出する恐れのある気体排出施設の排出口（ごみ処理施設の煙突、換気口、排気筒等）を追加すること。

1. 3 騒音 (P6.153)

1) 自然環境に起因する騒音の取扱い

環境騒音の測定の結果、地点 No.1（別当地区）（図 6-3-1（P6.154））において、事業者が設定した参考値（環境基準 B 類型）を超過（表 6-3-5（P6.155））している要因については、周辺に工場等の騒音の発生源がないことから、自然環境によるとしている。このことは、当該地域の地域特性として配慮すべき事項であるため、当該事業の実施に伴う騒音に対する検討においては、単に現況騒音と事業に係る騒音の騒音レベルの比較のみではなく、自然環境（音環境）との調和について検討を行う旨を評価書に記載すること。

2) 造成に係る環境保全措置の検討過程の明確化

建設機械の稼働に係る環境保全措置（表 6-3-21（P6.182））として「工事中の仮囲いの設置」を行うとし、その効果について検討が行われているが、仮囲いの設置位置、構造及びそれらを基とした計算過程が記載されていないことから、評価書に記載すること。

3) 廃棄物最終処分場の埋立て作業に係る予測の前提条件の確認

廃棄物最終処分場の埋立て作業に用いる建設機械として表 6-3-35（P6.206）に記載された建設機械の一覧には、第 2 章中の最終処分場の施設計画の処理フロー（図 2-2-12（P2.22））に記載された展開検査に使用する建設機械が記載されていないことから、廃棄物の搬入から埋立て処分までの作業手順を確認するなかで展開作業に係る建設機械の稼働を表 6-3-35 に追加する必要性について再検討を行い、検討経緯及びその結果を評価書に記載すること。

1. 4 空気振動（低周波音）(P6.223)

1) 空気振動に係る事後調査の実施

空気振動の予測及び評価（P6.225）は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月 環境省環境管理局大気生活環境室）からの引用による定性的な検討であることから、予測及び評価の結果を事後調査の実施により確認し、その結果を中間報告書又は完了報告書に記載する旨を評価書に記載すること。

なお、調査は G 特性による測定及び 1/3 オクターブ解析により周波数特性を把握する旨もあわせて記載すること。

また、事後調査の結果、準備書又は評価書手続きにおいて想定されなかった環境影響が確認された場合は、当該影響を低減するための環境保全対策を検討・実施する旨をあわせて評価書に記載すること。

1. 5 水質汚濁 (P6.273)

1) 造成工事に係る濁水対策

当該事業に係る造成工事等から発生する濁水については、防災調整池を濁水処理施設として使用する計画(表 6-6-17 (P6.295))としているが、防災調整池が完成するまでの間は、他の造成工事が並行して実施されると考えられ、当該防災調整池とは別の濁水処理が必要となるため、造成区画毎に仮設沈砂池等を設置する等により、公共用水域への濁水の流出を抑制する措置を講ずる旨を評価書に記載すること。

また、防災調整池を造成中の沈砂池として利用している間は、当該防災調整池の土砂等の堆積状況の監視を行い、本来の機能に支障をきたさないよう適切に管理する旨をあわせて評価書に記載すること。

2) 造成工事に伴う濁水監視体制

造成工事の水の濁りに係る「② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価 (P6.296)」において、当該項目の予測の不確実性を補完するための措置として行うこととしている「現地での沈降状況を監視」の内容について詳細な説明が行われていないことから、監視の手法(監視記録の作成・保存を含む)、判断基準、異常が確認された場合の対応方針(例:凝集沈殿剤の使用、排水の一時停止、連絡体制等)を策定し評価書に記載すること。

3) 温泉掘削に伴う排水及び汚泥の適正処理

地域振興施設において利用する温泉の掘削工事に伴い発生する排水及び掘削汚泥の処理については、河川等への泥水の漏洩の防止を徹底するため、排水については十分な能力を有する排水処理施設の設置、掘削汚泥については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理が必要であることから、事業者が想定する当該工事に係る、掘削汚泥及び排水処理の考え方をとりまとめ、評価書に記載すること。

また、温泉の掘削地点の選定については、山梨県環境保全審議会が定める「温泉保護対策に関する審議方針」により示される既存源泉からの離隔距離を確保すること。

4) 平常時水質検査結果の検証

平常時の水質検査の結果、No.4 蟹沢川上流地点の夏期(表 6-6-5 (2) (P6.279))において、浮遊物質(S S)が他の採水時期と比較して高い値を示していることについては、当該地の採水地点の状況(低水位であり、かつ、底質が泥状であったこと)の影響が懸念されるため、当該地点については、今後事業着手までの間、定期的に水質の監視を行うことにより測定結果を補完する旨を評価書に記載すること。

5) 降雨時水質検査結果の整理

降雨時の水質調査は、平成 20 年 11 月及び平成 21 年 6 月の 2 回実施されているが(表 6-6-7 (P6.282))、「②予測条件の設定」(p6.291)において、降雨時の水質条件の設定(表

6-6-13)が平成21年6月の結果のみで検討が行われている。しかし、当該検討において、平成20年11月の調査結果を検討から除外したこと及びその理由については十分な説明が行われていないことから、濁水対策検討時のデータの取扱いが分かり難いものとなっており、当該項目に係る測定結果の整理の過程及び予測条件の設定方法等について再度検討を行い、検討内容及び結果を評価書に記載すること。

6) 濁水流出対策の算定根拠の整理

降雨時の濁水の流出防止対策については、環境配慮事項(表6-6-17(P6.295))において防災調整池を使用することとしていることから、当該防災調整池が濁水対策として有効な表面積、沈降時間等が確保されていることが明らかとなるよう、算定根拠となる資料を評価書に記載すること。

7) 融雪剤の使用に起因する環境影響の把握

融雪剤の使用に係る周辺地下水質等への影響については、種類及び使用量、散布場所、面積等をもとに類似事例等により検討し、その結果を評価書に記載すること。

8) 地下水水質の監視に係る事後調査

当該施設の周辺には水道施設が点在することから、当該施設の供用開始後に実施される地下水等の検査については、予め、これらを管轄する行政機関と調査内容及び水質異常確認時の連絡体制等について協議を行う旨を評価書に記載すること。

1. 6 土壌汚染 (P6.347)

1) 発生土の取扱い

最終処分場建設に伴い場外搬出される発生土については、調査結果(表6-9-3(1),(2)(P6.350))において環境基準を下回る濃度であるがダイオキシン類及び鉛が検出されていることから、当該発生土を場外に搬出する場合は、次のことを実施する旨を評価書に記載すること。

- ① 搬出先、搬出量、搬出先での土地利用等の記録(以下「搬出記録」という。)を作成すること。
- ② 事業実施区域内において高いダイオキシン類の濃度が確認された調査地点 No.7 周辺及び類似する土地利用が行われた土地から発生土を搬出する際には、定期的に当該項目に係る測定を実施すること。
- ③ 測定の結果、当該項目が環境基準を超過していることが確認された場合は、搬出記録をもとに必要な措置を講ずる旨を評価書に記載すること。

2) 最終処分場周辺への廃棄物の飛散・流出の防止

廃棄物最終処分場における、飛灰等の廃棄物の荷下ろし作業に起因する有害物質の周辺の土地への飛散、公共用水域への流出が懸念されることから、廃棄物の飛散・流出防止の措置として次の事項について検討を行い、検討結果を評価書に記載すること。

- ① 埋立て部分周辺及び雨水側溝等の飛散物が溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施することにより有害物質の拡散・流出の防止を図ること。
- ② 清掃により集められた廃棄物については、有害物質が含まれるものとして取り扱い、適正処理する旨を評価書に記載すること。
- ③ 清掃に伴う廃棄物を一時保管する場合は、定期的に成分分析を実施し、有害物質の含有状況の把握を行うこと。
- ④ 最終処分場周辺の土壌についても定期的に成分分析を行い、有害物質の飛散による影響を把握すること。

2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

2. 1 植物、動物、生態系共通 (P6.369～)

1) 事業への環境保全措置の反映

対象事業の実施に係る工事工程の検討は、工事を実施する工区毎に保全対象となる動植物種に対し、特に配慮が必要な作業内容及び期間を明記した作業工程表を作成し、適切な工期設定及び工期短縮ができるよう検討を行うとともに、当該工程表を作業員等に周知徹底することにより、保全措置の確実性を確保する旨を評価書に記載すること。

2) 関係車両による野生動物のロードキル対策

本事業の実施及び施設の供用により、事業区域は恒常的に車両が運行することとなるため、資機材運搬車両や廃棄物運搬車両による野生動物との接触、ロードキルが懸念されることから、環境配慮事項(表 6-12-50(1),(2) (p6.530,531))に關係車両のドライバーに対する注意喚起等を実施する旨を評価書に記載すること。

3) 多自然型河川に係る整備方針の策定

蟹沢川の付け替え工事に伴う多自然河川の整備及び事業計画地の整備については詳細な記載が行われていないことから、次のことに留意し、具体的な整備方針(管理計画、モニタリングの実施、管理期間、成功基準等)を取りまとめ、評価書に記載すること。

- ① これまでに行った動物、植物及び生態系の調査・予測結果をもとに、保全対象種及び当該種の生息に必要な植生を整理すること。
- ② 現況の自然環境及び土地利用により生息・生育が維持されている動植物種の取り扱いについての考え方を整理すること。
- ③ 付け替え後の河川は、貯留堰堤脇を直線的に流下するため、河川の分断による保全対象種への影響が懸念されることから、当該斜面における水路及び周辺の構造を工夫すること。

特に貯留堰堤直下部分については、ヤマアカガエル等の小動物等が産卵場所として利用できるように配慮すること。

④ 必要に応じて専門家の助言を受ける等により、より効果的な整備を図ること。

4) 環境保全対策の実施に係る責任の所在の明確化

「方法書についての知事の意見に対する事業者の見解（表 4-1-3（P4.11）」において「環境保全対策の実施主体及び管理期間については、現時点では未確定」である旨記載しているが、当該地に係る責任は事業者にあることから、事業者の責任において環境保全措置の実施及び管理を行う旨を評価書に記載すること。

あわせて、事業期間の途中で他の者に措置の実施及び管理を移管する場合は、知事に報告する旨を評価書に記載すること。

5) 野生動物の生息環境の分断に対する措置

事業の実施により出現する覆土置場、取り付け道路等の擁壁により、事業実施区域内及びその周辺に生息する陸上動物（小型鳥類を含む。）の移動経路の分断、生息地の孤立が懸念されることから、事業実施区域内の緑化、修景に係る整備計画又は整備方針を策定するにあたっては、当該施設に防災安全上の支障を及ぼさない範囲において、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び結果を評価書に記載すること。

- ① 事業実施区域内の植栽帯の配置については、調査により確認された陸上動物の分布、生息状況をもとに、植栽帯が野生生物の「計画地周辺の樹林」と「事業計画地の緑地」との餌場、棲みか、移動経路等の生息環境の連続性を確保すること。
- ② 植栽種については、当該地の土地利用の変遷、現存植生、潜在自然植生、及び保全対象とする野生動物の特徴を考慮し選定すること。

2. 2 陸上植物（希少種）（P6.369）

1) マツバランの生育地の移植先の検討

事業の実施により消失するマツバランの生育地の代替地への移植については、事業区域内の未改変区域において、適地調査及び移植試験等により適地を選定するとともに、当該種の移植先が確定するまでの間は、事業者の管理のもと当該種が消失しないよう管理する旨を評価書に記載すること。

2) 希少種の取扱い

最終処分場の計画地内においては、マツバランをはじめとする希少植物が確認されていることから、詳細設計を実施するにあたり希少種の取扱いについては次のことを評価書に記載すること。

- ① 環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないよう配慮すること。
- ② 詳細計画を実施するにあたり環境保全措置等の追加・変更を行った場合には、その内容を事後の手続きにおいて報告すること。

2. 3 陸上動物（希少種）（P6.411）

1) ミゾゴイの生息環境に係る配慮

事業計画地付近で生息が確認されたミゾゴイの生息環境は、蟹沢川の付け替え工事により一時的に消失することから、当該種の生息環境については、早期に生息環境が回復されるよう次の点に配慮し検討を行い、その過程及び結果を評価書に記載すること。

- ① 継続的な調査の実施及び文献収集等により知見を集積し、当該種が継続的に生息することが可能となる条件を把握すること。
- ② 河川の付け替え工事の期間については、当該種の渡り等を考慮した期間の設定及び工期の短縮を図ること。
- ③ 水路完成後は速やかに、既存河川から餌となる種の移植、周辺の植物を利用した水路上部の覆い（外敵から身を隠す場所）等の措置を実施すること。

2) オオタカの生息環境に係る配慮

事業計画地に付近に営巣するオオタカ（寺尾ペア）については、予測結果（表 6-12-49（5）（P6.513））において、工事時による環境影響が最も大きいと予測される。このため、寺尾ペアについては、現在営巣が確認されている地域の周辺において、当該工事による環境影響、狩り場との距離を考慮した当該種の営巣可能木の分布状況を今後実施するモニタリング調査により確認するとともに、工事期間中、仮に当該個体が隣接地における営巣を回避した場合においても、当該個体について可能な限り追跡調査を実施し、その営巣状況を把握し報告する旨を評価書に記載すること。

3) フクロウの生息環境に係る配慮

フクロウに係る予測（表 6-14-24(1)（P6.596））において、「工事中は、狩り場として利用している同地域はほぼ消失する。」とし、評価（表 6-14-29(1)（p6.604））における保全対策として、「本種が捕食対象とするネズミ類等の生息環境の確保（餌となる植物種の植栽）」及び「周辺樹林への照明の遮光」を行うこととしており、樹林内に対する保全対策について主に検討が行われている。当該種については、林内だけでなく、今回の開発により消失する耕地等についても狩り場として使用していたと考えられることから、当該種に係る環境保全措置として、事業計画区域内においても、工事に伴い発生する木材等を利用し、餌となる種の隠れ家の設置や、当該種の営巣場所となるべき大型の巣箱の設置等を検討すること。なお、検討にあたり、餌となる種の隠れ家の配置及び大型巣箱の設置位置については、変更後の植栽の状況や連続性を考慮したものとし、その検討過程及び結果を評価書に記載すること。

2. 4 生態系（P6.561）

1) 生態系の検討過程の明確化

生態系の予測及び評価の結果については、対象種の選定理由、モデル構築に係る検討、

保全措置の検討等の経緯について十分な説明が行われていないことから、評価書を作成するにあたり、これまでの検討経緯を整理するとともに、対象種の生息に関連する面積に関する適正指標（S I）の追加についても検討し、その結果を詳細に記載すること。

また、当該評価に用いたS Iモデルの構築にあたり助言を受けた専門家については、モデル毎に助言を受けた専門家が明らかになるよう整理し、評価書に記載すること。

2) ミゾゴイの生息環境への影響の把握

蟹沢川付近に生息・営巣が確認されたミゾゴイについては、当該河川を採餌、移動経路に利用している可能性があること、あわせて当該種については、今回生態系の検討を行ったヤマアカガエル、ゲンジボタル等が形成する生態系のより上位に位置する種であることから、当該種については、これまでの調査結果をもとに対象事業の実施による影響について、専門家等の意見を聞きながら定量的な手法を用いて検討を行い検討過程及びその結果を評価書に記載すること。なお、当該検討によりミゾゴイに係る環境保全措置の変更・追加を行った場合、表 6-12-49(3) (P6.511)、表 6-12-52(1) (P6.535) についても必要な修正を行うこと。

3. 人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

3. 1 景観 (P6.607)

1) 白煙による環境影響の把握

ごみ処理施設において計画されている高効率発電については、発電効率確保の必要から白煙防止装置が設置されないため、低温時には煙突からの白煙による景観への影響が懸念されることから、冬期に白煙が発生した場合を想定した予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

2) ごみ処理施設の存在に係る景観への影響の把握

ごみ処理施設、リサイクル工場及び地域振興施設の存在に係る冬期（樹木の落葉時期）の景観の予測については、曾根丘陵公園が施設西側正面に位置しているため、壁面の反射等により予測結果を上回る環境影響が懸念されることから、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び検討結果を評価書に記載すること。

- ① 環境配慮事項（表 6-15-11 (P6.641)）の「緑化の実施」の植栽については、これらの施設の存在による地域景観への影響が一年を通して軽減できるよう、周辺景観及び野生生物の生息環境を考慮した植栽種の選定を行うこと。
- ② 曾根丘陵公園からの眺望において、当該施設の背景の基調となる色彩（濃淡）、形状及び反射の程度等の状況を把握すること。
- ③ 影響の程度の把握については、フォトモンタージュに加え3次元コンピュータグラフィックス等を用いた立体的な検討を実施すること。
- ④ 環境影響を軽減するための検討には、本県の「景観アドバイザー制度」等の活用

や専門家の助言を受けるなかで、より効果的な検討を実施すること。

4. 環境への負荷の低減のための調査、予測及び評価されるべき項目

4. 1 廃棄物・発生土 (P6.657)

1) ごみ処理施設の稼働により発生する二次生成物の取扱い

「2) 施設の稼働による廃棄物の影響」(P6.658)において、ごみ処理施設において発生する二次生成物(溶融スラグ)の利用に関する検討は、地域の利用状況の概況把握のみであり、事業者を構成する自治体(甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)における当該二次生成物の具体的な利用見込み及び利用方針が記載されていないことから、構成自治体におけるこれら二次製品の利用計画又は利用方針を評価書に記載するとともに、事業の実施中及び実施後の手続きにおいて、利用計画の詳細を明らかにする旨を評価書に記載すること。

あわせて、準備書(P6.662)で引用している「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進計画」を資料編に添付すること。

4. 2 温室効果ガス等 (P6.669)

1) 最終処分場から発生する温室効果ガスの影響の把握

最終処分場の供用に伴う温室効果ガス等の排出状況については、処分する焼却灰等の廃棄物が有機物を含まないことから検討が行われていない。

しかし、廃棄物に付着した有機物が埋設・腐敗することによるメタンガス等の温室効果ガスの発生が懸念されることから、既存資料、類似事例の引用等により、その影響の程度について検証し評価書に記載すること。